



申告が必要な方

(1) 営業、農業、不動産、配当、一時金などの所得があった方

(2) 給与所得者で、給与以外に20万円以下の所得があった方

(3) 公的年金等の収入が400万円以下で、かつ公的年金等以外

※(2)(3)の場合は、所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。

(4) 医療費控除、雑損控除、寄附金控除などを受けたい方

ていない各種控除を追加で受けた場合は、申告が必要です。

(5) 収入のなかった方（遺族・障害年金などの非課税収入のみの方を含む）で、
どなたにも扶養されていない方

該当する方は、申告書裏面下部「令和6年中に収入(所得)がなかった方の記入欄」を記入してください。

(1) 市民税・県民税申告書

※申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者等のマイナンバーを記載してください。

(2) 申告者本人の「マイナンバーカード（個人番号カード）」
又は「通知カード + 身元確認書類1点」

※申告書を郵送提出される場合は、写し（マイナンバーカードは両面）を添付願います。

(3) 収入や必要経費が確認できるもの（源泉徴収票、収支内訳書、支払調書など）

※収支内訳書はあらかじめご自身で計算し、作成してください。

(4) 所得控除額が確認できるもの

社会保険料控除	健康保険料などの領収書 国民年金保険料・国民年金基金の掛金の控除証明書
生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社などが発行する控除証明書
障害者控除	各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
雑損控除	災害関連支出の領収書、災害・盗難・火災の事実を証する書類
医療費控除	医療費等の領収書と保険金などで補てんされた金額が分かるもの あらかじめ領収書を集計し、個人ごと、病院ごとに医療費控除の明細書を作成した上でお越しください。
寄附金税額控除	寄附金受領証など

※国外に居住する親族に係る配偶者控除、扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」、「送金関係書類」、「送金関係書類（38万円以上）」、「留学ビザ等書類」のうち、必要な書類（及び外国語で作成の場合、その和訳）をすべて提出又は提示する必要があります。

申告書は、税務課へ郵送又は相談受付会場まで持参して提出してください。

郵送（送付先） 〒939-1398 砺波市栄町7番3号 砺波市税務課市民税係

持参（提出先） 相談受付会場：砺波市役所本庁 1号別館1F会議室

申告の相談受付 2月17日(月)～3月17日(月) 詳しくは広報となみ2月号をご覧ください。

総所得金額

所得控除合計

= 課税標準額

0,000円未満切捨

課税標準額

税率10%

税額控除額※

所得割額

100円未満切捨

所得割額

均等割額4,500円

森林環境税1,000円

市県民税の年税額

※税額控除額とは、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の合計額を指します。

	市民税	県民税	合計
均等割額	3,000円	1,500円	4,500円
所得割額	(税率) 6%	(税率) 4%	(税率) 10%

森林環境税
1,000円

森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを使って、国税として1人年額1,000円が賦課徴収されます。その税収はすべて、森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

※これまで均等割（市民税・県民税）で500円ずつ徴収されていた、東日本大震災からの復興を目的とする「復興特別税」は、令和5年度をもって終了しました。

3・4 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除

国民健康保険税、健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等の掛金を支払った場合

■控除額 支払額の全額

⑭小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済制度に基づき支払った第一種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済の掛金及び個人型確定拠出年金の掛金などを支払った場合

■控除額 支払額の全額

⑮生命保険料控除

生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の支払があった場合

■控除額 表から計算（1円未満切上げ）

※控除限度額：一般生命、介護医療、個人年金のそれぞれで計算し、3種合計70,000円まで

	支払保険料	■控除額
旧契約（平成23年12月31日以前）	15,000円以下	保険料の全額
	15,001円～40,000円	保険料×0.5+7,500円
	40,001円～70,000円	保険料×0.25+17,500円
	70,001円以上	一律35,000円
新契約（平成24年1月1日以後）	12,000円以下	保険料の全額
	12,001円～32,000円	保険料×0.5+6,000円
	32,001円～56,000円	保険料×0.25+14,000円
	56,001円以上	一律28,000円

⑯地震保険料控除

地震保険料、旧長期損害保険料の支払があった場合

■控除額 表から計算（1円未満切上げ）

※控除限度額：全体合計25,000円まで

	支払保険料	■控除額
地震保険	50,000円以下	保険料×0.5
	50,001円以上	25,000円
旧長期損害保険	5,000円以下	保険料の全額
	5,001円～15,000円	保険料×0.5+2,500円
	15,001円以上	10,000円

⑰ひとり親控除

以下すべてを満たす場合（令和6年12月31日現在）

(1)現在婚姻をしておらず、生計を一にする子を扶養

(2)合計所得金額が500万円以下

(3)事実婚もしくは同様の事情に認められる者がいない

■控除額 30万円

⑱寡婦控除

⑰の要件(1)を満たさず、

(2)(3)を満たし、下記に該当する場合

・夫と死別した後婚姻していない方

・夫と離婚した後婚姻していない方で扶養親族がいる方

■控除額 26万円

⑲勤労学生控除

給与と所得を有する学生又は生徒のうち、合計所得金額が75万円以下で、かつその合計所得金額のうち勤労によらない所得が10万円以下の方

■控除額 26万円

⑳障害者控除

あなたや、あなたが扶養している配偶者（同一生計配偶者）や親族が障害者である場合（令和6年12月31日現在）

■控除額 表参照

	対象の方	■控除額
普通障害	各種障害者手帳等の発行を受けている方	2 6万円
	身体障害者手帳に1級又は2級と記載されている方、精神障害者手帳に1級と記載されている方、重度の知的障害者と判定された方	3 0万円
同居特別障害	特別障害者である配偶者（同一生計配偶者）や親族を扶養しており、同居を常としている方。 ※老人ホームなどへ入所している場合は非該当	5 3万円

㉑配偶者控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合（令和6年12月31日現在）

■控除額 表参照

※他の者の扶養親族となっている者、事業専従者は除く。

（配偶者の合計所得金額が48万円以下）	■控除額		
	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超～1,000万円以下
配偶者の年齢	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
	7 0才未満	3 3万円	2 2万円
	7 0才以上	3 8万円	2 6万円

㉒配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合

■控除額 表参照

※他の者の扶養親族となっていない者、事業専従者は除く。

配偶者の合計所得金額	■控除額		
	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超～1,000万円以下
48万円超～100万円以下	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
	3 3万円	2 2万円	1 1万円
100万円超～105万円以下	3 1万円	2 1万円	1 1万円
105万円超～110万円以下	2 6万円	1 8万円	9 万円
110万円超～115万円以下	2 1万円	1 4万円	7 万円
115万円超～120万円以下	1 6万円	1 1万円	6 万円
120万円超～125万円以下	1 1万円	8 万円	4 万円
125万円超～130万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
130万円超～133万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

㉓扶養控除

合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者以外の扶養親族等がいる方

■控除額 表参照

※他の者の扶養親族となっていない者、事業専従者は除く。

★別居している扶養親族がいる場合は、申告書裏面12も記入してください。

	対象の方	■控除額
年少扶養	16歳未満（生年月日：平成21年1月2日以降） ※市県民税算定上使用するため申告が必要	0 円
	16歳以上19歳未満（生年月日：平成18年1月2日～平成21年1月1日） 23歳以上70歳未満（生年月日：昭和30年1月2日～平成14年1月1日）	3 3万円
一般扶養	19歳以上23歳未満（生年月日：平成14年1月2日～平成18年1月1日）	4 5万円
特定扶養	70歳以上（生年月日：昭和30年1月1日以前）の、あなたがあなたの配偶者の父母、祖父母であったと同居を常としている方 ※老人ホームなどへ入所している場合は非該当	3 8万円
老人扶養	70歳以上（生年月日：昭和30年1月1日以前）の、あなたがあなたの配偶者の父母、祖父母であったと同居を常としている方 ※老人ホームなどへ入所している場合は非該当	4 5万円
同居老親等		

㉔基礎控除

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合

■控除額 表参照

あなたの合計所得金額	■控除額
2,400万円以下	4 3万円
2,400万円超～2,450万円以下	2 9万円
2,450万円超～2,500万円以下	1 5万円
2,500万円超～	適用なし

㉕雑損控除

あなたやあなたの扶養親族等が災害、盗難、横領により住宅や家財などが損害を受けた場合

■控除額 次のいずれか多い方の金額

・（損害支出金－保険金等で補てんされる金額）－ 総所得金額等の合計額×10％

・ 災害関連支出の金額－5万円

㉖医療費控除

医療費控除

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者や親族のために医療費を支払った場合

★医療費控除の明細書を作成し計算・添付

■控除額 ※控除限度額：200万円まで

（支払った医療費）－（保険金等で補てんされる金額）－（10万円、または総所得金額等の5％のいずれか少ない方の金額）

特例 セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、特定医薬品の購入額が12,000円を超える場合

※左の医療費控除といずれか一方のみ適用

■控除額 ※控除限度額：8万8千円まで（特定医薬品の年間購入費用－12,000円）

申告書の書き方

[illegible]

收入金額

給与・公的年金等においては源泉徴収票記載の「支払金額」（所得税などが引かれる前の金額です。）
前年中に収入すべき権利の確定した金額、事業収入においては金銭による収入だけでなく、物又は権利等を取得する時における価額や経済的利益を享受する時における価額も含まれます。

必要経費

前年中に収入を得るために直接要した費用の金額

所得金額

収入金額から必要経費を差し引いた金額

総所得金額等

申告書⑫の金額（※分離課税申告がない場合）

…「損失の繰越控除後」の総所得金額、株式等の譲渡所得金額等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額、先物取引の雑所得等の金額、特別控除額を控除する前の分離課税分の譲渡所得金額、山林所得金額、退職所得金額（分離課税分を除く）の合計額

合計所得金額

上記の総所得金額等の説明文の「損失の繰越控除後」を「損失の繰越控除前」と読み替えたもの

1・2 収入金額等・所得金額に関する事項

収入金額等			所得金額																																																					
営業等	ア	建設業、製造業、金融・保険業、不動産業、飲食店サービス業、外交員、大工など個人事業による収入	①	(収入金額 - 必要経費)																																																				
農業	イ	米、麦、野菜、花、果樹等の栽培・生産、農家が兼営する家畜等の飼育などによる収入	②	★申告書裏面 7 も記入 ★収支内訳書を作成し計算																																																				
不動産	ウ	貸家、貸地、貸店舗、貸アパート等の収入 (田を預けている場合はこちら)	③																																																					
利子	エ	公社債及び預貯金の利子等 (所得税源泉分離課税の対象を除く。)	④	(収入金額)																																																				
配当	オ	株式の配当、投資信託の収益分配、剰余金の分配等の収入	⑤	(収入金額 - 株式等の元本の取得に要した負債の利子) ★申告書裏面 8 も記入																																																				
給与	カ	給与、事業専従者給与、賃金、賞与、歳費等 ★源泉徴収票のない方は申告書裏面 6 も記入	⑥	{B} - (所得金額調整控除① + ②)}																																																				
		<table><tr><th colspan="2">給与等の収入金額【A】</th><th colspan="2">【B】 (1円未満切捨て)</th></tr><tr><td>0円</td><td>～ 550,999円</td><td>0円</td><td></td></tr><tr><td>551,000円</td><td>～ 1,618,999円</td><td>【A】 - 550,000円</td><td></td></tr><tr><td>1,619,000円</td><td>～ 1,619,999円</td><td>1,069,000円</td><td></td></tr><tr><td>1,620,000円</td><td>～ 1,621,999円</td><td>1,070,000円</td><td></td></tr><tr><td>1,622,000円</td><td>～ 1,623,999円</td><td>1,072,000円</td><td></td></tr><tr><td>1,624,000円</td><td>～ 1,627,999円</td><td>1,074,000円</td><td></td></tr><tr><td>1,628,000円</td><td>～ 1,799,999円</td><td>【A】 ÷ 4 (千円未満端数切捨て) × 2.4 + 100,000円</td><td></td></tr><tr><td>1,800,000円</td><td>～ 3,599,999円</td><td>【A】 ÷ 4 (千円未満端数切捨て) × 2.8 - 80,000円</td><td></td></tr><tr><td>3,600,000円</td><td>～ 6,599,999円</td><td>【A】 ÷ 4 (千円未満端数切捨て) × 3.2 - 440,000円</td><td></td></tr><tr><td>6,600,000円</td><td>～ 8,499,999円</td><td>【A】 × 0.9 - 1,100,000円</td><td></td></tr><tr><td>8,500,000円</td><td>～</td><td>【A】 - 1,950,000円</td><td></td></tr></table>				給与等の収入金額【A】		【B】 (1円未満切捨て)		0円	～ 550,999円	0円		551,000円	～ 1,618,999円	【A】 - 550,000円		1,619,000円	～ 1,619,999円	1,069,000円		1,620,000円	～ 1,621,999円	1,070,000円		1,622,000円	～ 1,623,999円	1,072,000円		1,624,000円	～ 1,627,999円	1,074,000円		1,628,000円	～ 1,799,999円	【A】 ÷ 4 (千円未満端数切捨て) × 2.4 + 100,000円		1,800,000円	～ 3,599,999円	【A】 ÷ 4 (千円未満端数切捨て) × 2.8 - 80,000円		3,600,000円	～ 6,599,999円	【A】 ÷ 4 (千円未満端数切捨て) × 3.2 - 440,000円		6,600,000円	～ 8,499,999円	【A】 × 0.9 - 1,100,000円		8,500,000円	～	【A】 - 1,950,000円				
		給与等の収入金額【A】		【B】 (1円未満切捨て)																																																				
		0円	～ 550,999円	0円																																																				
		551,000円	～ 1,618,999円	【A】 - 550,000円																																																				
		1,619,000円	～ 1,619,999円	1,069,000円																																																				
		1,620,000円	～ 1,621,999円	1,070,000円																																																				
		1,622,000円	～ 1,623,999円	1,072,000円																																																				
		1,624,000円	～ 1,627,999円	1,074,000円																																																				
		1,628,000円	～ 1,799,999円	【A】 ÷ 4 (千円未満端数切捨て) × 2.4 + 100,000円																																																				
1,800,000円	～ 3,599,999円	【A】 ÷ 4 (千円未満端数切捨て) × 2.8 - 80,000円																																																						
3,600,000円	～ 6,599,999円	【A】 ÷ 4 (千円未満端数切捨て) × 3.2 - 440,000円																																																						
6,600,000円	～ 8,499,999円	【A】 × 0.9 - 1,100,000円																																																						
8,500,000円	～	【A】 - 1,950,000円																																																						
所得金額調整控除① 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合には、給与所得 (10 万円を限度) 及び公的年金等に係る雑所得 (10 万円を限度) の金額の合計額から 10 万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。		所得金額調整控除② ★申告書裏面 15 も記入 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額 (1,000 万円を超える場合は 1,000 万円) から 850 万円を控除した金額の 10% に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。 ・本人が特別障がい者等に該当する ・年齢 23 歳未満の扶養親族を有する ・特別障がい者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する																																																						
控除額 給与所得 ※ + 公的年金等に係る雑所得 ※ - 10 万円 ※それぞれ 10 万円を超える場合は 10 万円		控除額 (給与等の収入金額 ※ - 850 万円) × 10% ※ 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円																																																						
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金等の公的年金収入 ※遺族年金、障害者年金は非課税所得	⑦	表から計算 (1円未満切捨て) ※算出金額がマイナスのときは 0 円																																																				
		<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">公的年金等の収入金額【C】</th><th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額</th></tr><tr><th>1,000 万円以下</th><th>1,000 万円超～2,000 万円以下</th><th>2,000 万円超～</th></tr><tr><td rowspan="4">65 歳未満</td><td>130 万円以下</td><td>【C】 - 600,000 円</td><td>【C】 - 500,000 円</td><td>【C】 - 400,000 円</td></tr><tr><td>130 万円超～410 万円以下</td><td>【C】 × 0.75 - 275,000 円</td><td>【C】 × 0.75 - 175,000 円</td><td>【C】 × 0.75 - 75,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">昭和 35 年 1 月 2 日以後生まれ</td><td>410 万円超～770 万円以下</td><td>【C】 × 0.85 - 685,000 円</td><td>【C】 × 0.85 - 585,000 円</td><td>【C】 × 0.85 - 485,000 円</td></tr><tr><td>770 万円超～1,000 万円以下</td><td>【C】 × 0.95 - 1,455,000 円</td><td>【C】 × 0.95 - 1,355,000 円</td><td>【C】 × 0.95 - 1,255,000 円</td></tr><tr><td>1,000 万円超～330 万円以下</td><td>【C】 - 1,955,000 円</td><td>【C】 - 1,855,000 円</td><td>【C】 - 1,755,000 円</td></tr><tr><td rowspan="4">65 歳以上</td><td>330 万円以下</td><td>【C】 - 1,100,000 円</td><td>【C】 - 1,000,000 円</td><td>【C】 - 900,000 円</td></tr><tr><td>330 万円超～410 万円以下</td><td>【C】 × 0.75 - 275,000 円</td><td>【C】 × 0.75 - 175,000 円</td><td>【C】 × 0.75 - 75,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">昭和 35 年 1 月 1 日以前生まれ</td><td>410 万円超～770 万円以下</td><td>【C】 × 0.85 - 685,000 円</td><td>【C】 × 0.85 - 585,000 円</td><td>【C】 × 0.85 - 485,000 円</td></tr><tr><td>770 万円超～1,000 万円以下</td><td>【C】 × 0.95 - 1,455,000 円</td><td>【C】 × 0.95 - 1,355,000 円</td><td>【C】 × 0.95 - 1,255,000 円</td></tr><tr><td>1,000 万円超～</td><td>【C】 - 1,955,000 円</td><td>【C】 - 1,855,000 円</td><td>【C】 - 1,755,000 円</td></tr></table>				公的年金等の収入金額【C】	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			1,000 万円以下	1,000 万円超～2,000 万円以下	2,000 万円超～	65 歳未満	130 万円以下	【C】 - 600,000 円	【C】 - 500,000 円	【C】 - 400,000 円	130 万円超～410 万円以下	【C】 × 0.75 - 275,000 円	【C】 × 0.75 - 175,000 円	【C】 × 0.75 - 75,000 円	昭和 35 年 1 月 2 日以後生まれ	410 万円超～770 万円以下	【C】 × 0.85 - 685,000 円	【C】 × 0.85 - 585,000 円	【C】 × 0.85 - 485,000 円	770 万円超～1,000 万円以下	【C】 × 0.95 - 1,455,000 円	【C】 × 0.95 - 1,355,000 円	【C】 × 0.95 - 1,255,000 円	1,000 万円超～330 万円以下	【C】 - 1,955,000 円	【C】 - 1,855,000 円	【C】 - 1,755,000 円	65 歳以上	330 万円以下	【C】 - 1,100,000 円	【C】 - 1,000,000 円	【C】 - 900,000 円	330 万円超～410 万円以下	【C】 × 0.75 - 275,000 円	【C】 × 0.75 - 175,000 円	【C】 × 0.75 - 75,000 円	昭和 35 年 1 月 1 日以前生まれ	410 万円超～770 万円以下	【C】 × 0.85 - 685,000 円	【C】 × 0.85 - 585,000 円	【C】 × 0.85 - 485,000 円	770 万円超～1,000 万円以下	【C】 × 0.95 - 1,455,000 円	【C】 × 0.95 - 1,355,000 円	【C】 × 0.95 - 1,255,000 円	1,000 万円超～	【C】 - 1,955,000 円	【C】 - 1,855,000 円	【C】 - 1,755,000 円
			公的年金等の収入金額【C】	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額																																																				
				1,000 万円以下	1,000 万円超～2,000 万円以下	2,000 万円超～																																																		
		65 歳未満	130 万円以下	【C】 - 600,000 円	【C】 - 500,000 円	【C】 - 400,000 円																																																		
			130 万円超～410 万円以下	【C】 × 0.75 - 275,000 円	【C】 × 0.75 - 175,000 円	【C】 × 0.75 - 75,000 円																																																		
			昭和 35 年 1 月 2 日以後生まれ	410 万円超～770 万円以下	【C】 × 0.85 - 685,000 円	【C】 × 0.85 - 585,000 円	【C】 × 0.85 - 485,000 円																																																	
				770 万円超～1,000 万円以下	【C】 × 0.95 - 1,455,000 円	【C】 × 0.95 - 1,355,000 円	【C】 × 0.95 - 1,255,000 円																																																	
		1,000 万円超～330 万円以下	【C】 - 1,955,000 円	【C】 - 1,855,000 円	【C】 - 1,755,000 円																																																			
		65 歳以上	330 万円以下	【C】 - 1,100,000 円	【C】 - 1,000,000 円	【C】 - 900,000 円																																																		
330 万円超～410 万円以下	【C】 × 0.75 - 275,000 円		【C】 × 0.75 - 175,000 円	【C】 × 0.75 - 75,000 円																																																				
昭和 35 年 1 月 1 日以前生まれ	410 万円超～770 万円以下		【C】 × 0.85 - 685,000 円	【C】 × 0.85 - 585,000 円	【C】 × 0.85 - 485,000 円																																																			
	770 万円超～1,000 万円以下		【C】 × 0.95 - 1,455,000 円	【C】 × 0.95 - 1,355,000 円	【C】 × 0.95 - 1,255,000 円																																																			
1,000 万円超～	【C】 - 1,955,000 円	【C】 - 1,855,000 円	【C】 - 1,755,000 円																																																					
業務	ク	(副業に係る収入) ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達、原稿料、講演料、シルバー人材センターの配分金等の収入など	⑧	(収入金額 - 必要経費) ★申告書裏面 9 も記入																																																				
	その他	ケ (他の所得に当てはまらない所得) 生命保険契約等に基づく年金 (個人年金) など	⑨																																																					
総合譲渡	短期	保有期間が 5 年以下の資産の譲渡収入 (車両、機械、営業権、ゴルフ会員権など)	⑪	(収入金額 - 取得費 - 譲渡費用 - 50 万円) ★申告書裏面 10 も記入																																																				
	長期	保有期間が 5 年超過の資産の譲渡収入 (車両、機械、営業権、ゴルフ会員権など)		{ (収入金額 - 取得費 - 譲渡費用 - 50 万円) × 0.5 } ※特別控除の 50 万円は、短期分から先に控除し、余りを長期分て控除する。 ★申告書裏面 10 も記入																																																				
一時	シ	臨時・偶発的なもので一時的な収入 生命保険契約等の満期金や解約返戻金、懸賞当選品、競輪・競馬の払戻金など		{ (収入金額 - 必要経費 - 50 万円) × 0.5 } ★申告書裏面 10 も記入																																																				